

協議第10号

水道事業の取扱いについて（継続協議）

1 5市町村水道事業の状況

(1) 経営の状況

水道事業 : 一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

簡易水道事業 : 水道事業のうち、特に給水人口が五千人以下である小規模な水道事業のものをいい、施設が簡易であるという意味ではなく、一般的に事業認可は地区毎に受けている。

(市町村名) (水道事業名)

函館市 : 函館市水道事業

戸井町 : 戸井町簡易水道事業

恵山町 : 恵山町日浦簡易水道事業
" 東部簡易水道事業

楳法華村 : 楳法華村簡易水道事業

南茅部町 : 南茅部町古部簡易水道事業
" 木直簡易水道事業
" 尾札部簡易水道事業
" 臼尻簡易水道事業
" 大船簡易水道事業

5市町村の水道事業は、全て水道法の適用を受け、水道法で規定されている施設基準や水質基準に基づき経営されております。

(2) 水道普及の状況

平成14年度末現在の5市町村における水道普及率は、99%以上に達しており、面的整備は、ほぼ終了している状況です。

市町村名	水道普及率(%)	備考
函館市	99.63	
戸井町	98.69	
恵山町	99.89	
楳法華村	99.12	
南茅部町	99.91	

(3) 給水および主要施設の状況

5市町村給水状況は、給水制限を実施することなく、安定的に住民へ水道水を供給しています。

また、水道水の水質につきましても、水道法で規定された水質基準値の範囲内で推移している状況にあります。

今後、4町村の水道事業では、将来の安定・安全供給を確保するために、既得水利権水量の増量が必要となります。

主要施設については、函館市の浄水場で大正時代に建設された施設が現在も使用されており、今後、施設の更新が見込まれますが、4町村の浄水場や配水池等の主要施設は、比較的新しく、耐用年数などから、今後20年以上更新の必要はないと考えられます。

平成14年度実績

事業名	水源種別	水利権水量 m3/日	計画浄水量 m3/日	最大給水量 m3/日	浄水方式	主要施設 建設年度
函館市						
水道事業	表流水 貯水池 地下水	159,000	154,000	113,100	緩速ろ過	T12~S53
					急速ろ過	
					消毒のみ	
戸井町						
簡易水道事業	表流水	1,913	1,740	1,950	緩速ろ過	S61
恵山町						
日浦簡易水道事業	表流水	183	167	88	緩速ろ過	S51
東部簡易水道事業	伏流水	2,109	1,807	1,587	消毒のみ	S56
椴法華村						
簡易水道事業	伏流水	889	889	730	急速ろ過	H10
南茅部町						
古部簡易水道事業	伏流水	140	140	140	消毒のみ	S62
木直簡易水道事業	表流水	495	408	408	緩速ろ過	S48
尾札部簡易水道事業	"	1,261	1,144	1,144	"	S48
臼尻簡易水道事業	"	1,373	1,248	1,248	"	S45
大船簡易水道事業	"	455	427	427	"	S51
	地下水					

2 5市町村の今後の対応

5市町村では、将来にわたり水道水の安定性・安全性を確保するため、次のような事業を計画しております。

(1) 函館市水道事業

老朽化した浄水場や配水池を計画的に更新し、水道水の安定性・安全性確保に努めます。

浄水の水質監視を強化し、水道水の安全性確保に努めます。

配水管の増設や更新を計画的に行い、水道水の安定性確保に努めます。

(2) 戸井町簡易水道事業

合併時期を目途に、水利権の取得および水利権取得に伴う水道事業変更認可を取得します。

浄水場の機械、電気、計装設備を計画的に更新し、水道水の安定性・安全性確保に努めます。

(3) 恵山町

(ア) 日浦簡易水道事業

浄水の水質監視を強化し、水道水の安全性確保に努めます。

将来的には、恵山東部簡易水道事業との統合を進め、効率的な事業経営に努めます。

(イ) 東部簡易水道事業

合併時期を目途に、水利権の取得および水利権取得に伴う水道事業変更認可を取得します。

浄水の水質監視を強化し、水道水の安全性確保に努めます。

送水管を整備し、安定性の確保に努めます。

配水管の増設や更新を計画的に行い、水道水の安定性確保に努めます。

(4) 楸法華村簡易水道事業

合併時期を目途に、水利権の取得および水利権取得に伴う水道事業変更認可を取得します。

浄水場のポンプ設備を改良し、水道水の安定性・安全性確保に努めます。

配水管の増設、更新およびポンプ設備の更新を計画的に行い、水道水の安定性確保に努めます。

(5) 南茅部町

(ア) 古部簡易水道事業

浄水の水質監視を強化し、水道水の安全性確保に努めます。

(イ) 木直簡易水道事業

浄水の水質監視を強化し、水道水の安全性確保に努めます。

配水管の更新を計画的に行い、水道水の安定性確保に努めます。

(ウ) 尾札部簡易水道事業

予備水源を開発し、水道水の安定性確保に努めます。

浄水の水質監視を強化し、水道水の安全性確保に努めます。

配水管の更新を計画的に行い、水道水の安定性確保に努めます。

(エ) 臼尻簡易水道事業

浄水の水質監視を強化し、安全性の確保に努めます。

配水管の増設や更新を計画的に行い、水道水の安定性確保に努めます。

(オ) 大船簡易水道事業

合併時期を目途に、水利権の取得および水利権取得に伴う水道事業変更認可を取得します。

ろ過池や配水池を増設し、水道水の安定性・安全性確保に努めます。

浄水の水質監視を強化し、安全性の確保に努めます。

配水管の増設や更新を計画的に行い、水道水の安定性確保に努めます。

(6) その他

5市町村では、今後も漏水調査・防止を継続的に実施し、水道水の有効利用に努めます。